

文化財に対する防犯カメラ設置補助 募集要項 (案)

1 趣 旨

赤穂市内の指定文化財（建造物）等を監視する目的で、新たに設置される防犯カメラを対象に補助を行い、文化財への犯罪発生を抑止し、その保護を図る。

2 内 容

本事業は、市内に所在する国・県・市指定文化財（建造物）又は指定文化財の一部を構成する歴史的建造物を対象としたものであり、1件につき1箇所の防犯カメラ設置に対して、その経費の一部を補助するものです。

3 申請について

申請者は、赤穂市教育委員会に対して、下記の申請書類を提出ください。
補助要件等の詳細は、別紙一覧をご覧ください。

(1) 補助金等交付申請書 1部

(2) 事業計画書 1式

① 防犯カメラ設置計画書

② 防犯カメラ仕様書（カタログ等）

③ 設置場所等の図面

④ 管理運用規定

⑤ 防犯カメラ設置に関する見積書

⑥ 防犯カメラの適正な設置・運用に関する誓約書

⑦ 防犯カメラ設置に必要となる許可証等の写し

（防犯カメラ設置場所の所有者の設置同意書、道路交通法その他の法令に基づく許可証等）

⑧ 防犯カメラ撮影画像の想定写真

⑨ 設置場所等の現況写真

(3) 収支予算書 1部

4 その他手続きに関する留意事項

(1) 国、県又はその他の補助金との重複申請はできません。

(2) 申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を決定します。

(3) 防犯カメラの設置は、補助金の交付決定日以降に開始し、当該年度内に完了させてください。補助金の支払いは事業完了後となります。

(4) 防犯カメラの設置方法によっては現状変更等の許可申請が必要になる場合があります。

(5) 申請者は、事業完了後、速やかに下記の実績報告書類を市に提出してください。

① 補助事業実績報告書 1部

② 事業実績書 1式 防犯カメラ設置報告書、防犯カメラ仕様書
設置した防犯カメラ及び撮影対象文化財の写真

③ 収支決算書 1式 収支決算書、防犯カメラ設置にかかる支払いを証する書類の写し（経費の内訳が確認できるもの）

④ 補助金等請求書 1部

5 申請・問合せ先

〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地
赤穂市教育委員会生涯学習課文化財係
Tel 0791-43-6962 FAX 091-43-6895

【参考】文化財に対する防犯カメラ設置補助金交付関係手続きの流れ

- (1) 「補助金等交付申請書」の提出 【申請者→市】
申請書類を赤穂市教育委員会に提出してください。
- (2) 市による審査後、交付決定者への「補助金等交付決定通知書」の送付 【市→申請者】
※交付決定後に事業内容又は補助対象経費に変更があった場合、「補助金等交付決定内容変更承認申請書」又は「補助金等交付決定額変更承認申請書」を市に提出してください。
- (3) 防犯カメラ設置工事 【申請者】
交付決定日以降に開始し、交付決定年度内に完了させてください。
- (4) 工事完了後、「補助事業実績報告書」の提出 【申請者→市】
防犯カメラ設置工事後、速やかに提出してください。
- (5) 「補助金等請求書」の提出 【申請者→市】
- (6) 補助金の支払い 【市→申請者】

別紙一覧

補助対象文化財	市内に所在する国・県・市の指定文化財(建造物)又はそれを構成する歴史的建造物	
補助対象者	上記文化財の所有者、管理者又は管理団体	
補助内容	(1) 指定文化財1件につき1箇所の防犯カメラ設置の費用について補助 (2) 補助対象経費のうち1/2の額(上限13万円)を補助	
補助対象経費	(1) 防犯カメラの購入に要する経費 (2) 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費	
補助対象外経費	(1) 既存の設備の撤去に要する経費 (2) 土地の造成又は土地若しくは建物等の使用若しくは取得若しくは補償に要する経費 (3) 防犯カメラを維持管理(賃貸に要する経費を含む)することに要する経費	
補助要件	機 器	(1) カメラ ① カメラの有効画素数が38万画素以上であること ② 1秒間に1枚以上撮影できること ③ カラー画像であること ④ 作動時間が1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができるものであること (被写体最低照度0.1ルクス以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨) (2) 録画装置 ① 記録時間が1日24時間及び7日以上であること ② 記録間隔が1秒間に1画面以上であること ③ 700×240画素以上の画像サイズでの記録ができ、USBメモリー又はCD-R等外部記録媒体に画像が複写できる機能を有するハードディスク等の画像記録用機器を備えるものであること (3) モニター 特に指定しない
	撮 影 場 所	専ら補助対象文化財又は当該文化財が立地する敷地内を撮影するものであること
	管理運用規定	以下の項目を含む管理運用規定が定められ、又は事業開始までにその見込みがあること (1) 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務 (2) 撮影していることの明示 (3) 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法 (4) 記録した映像の利用・提供の制限 (5) 苦情処理対応 (6) その他防犯カメラの運用に関すること
	そ の 他	(1) 防犯カメラの設置に際しては、指定文化財としての価値を損なわないよう、十分に配慮して設置すること。 (2) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること (3) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾・許可が得られ、又は事業開始までにその見込みがあること (4) これまでに、この要項に基づく補助金交付を受けていない文化財であること